衆議院法務委員会ニュース

【第 222 回国会】令和８年 10 月 23 日（金）、第２回の委員会が開かれました。

１　裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件
・山下法務大臣（法制度検証・改革担当）及び政府参考人に対し質疑を行いました。
（質疑者）三谷英弘君（自民）、有田芳生君（中道）、國重徹君（中道）、柏倉祐司君（維新）、飯泉嘉門君（国民）、井戸まさえ君（国民）、和田政宗君（参政）

（質疑者及び主な質疑事項）

三谷英弘君（自民）

（１）　離婚後共同親権
　ア　離婚後に共同親権及び単独親権となったそれぞれの割合
　イ　離婚後共同親権の周知に向けた取組
　ウ　父母間の人格尊重義務及び協力義務が離婚後の親権の争いに与える影響
（２）　ＡＩ等を活用した法律サービスの進展についての法務大臣の見解
（３）　不法行為法制の在り方に関する研究会における検討の内容
（４）　我が国の法令の外国語訳の現状と課題及び今後の取組
（５）　京都コングレス（令和３年）の成果文書である京都宣言に基づく取組とその成果及び法務省が行った司法外交
（６）　拘禁刑の導入に伴う刑務官の処遇改善に向けた法務省の取組
（７）　犯罪被害者支援
　ア　犯罪被害者等給付金の上限額の引上げの効果及び犯罪被害者等支援弁護士制度の運用状況
　イ　犯罪被害者支援に関する施策についての法務省における検討
（８）　不法滞在者対策
　ア　不法滞在外国人ゼロプラン策定後の不法残留者数の推移
　イ　入管当局と警察等の関係機関との情報共有や連携の必要性
（９）法制度検証・改革担当大臣としての今後の取組内容

有田芳生君（中道）

（１）　いわゆる北関東連続幼女誘拐殺人事件
　ア　法務大臣及び警察庁政府参考人のＮＨＫ番組「未解決事件　北関東連続幼女誘拐・殺人事件　ＤＮＡ型鑑定の闇」の視聴の有無並びに所感
　イ　上記（１）の５件の事件が同一犯である可能性についての警察庁の見解
　ウ　いわゆる横山ゆかりちゃん事件の捜査状況
　エ　上記ウについての情報提供を含むより詳細な捜査状況
　オ　上記アの番組の放送後における情報提供数の変化の有無
（２）　足利事件
　ア　事件の概要及び再審で無罪判決が確定するまでの経緯
　イ　ＳＴＲ型検査法によるＤＮＡ型の再鑑定により再審無罪となったことの確認
　ウ　上記イの再鑑定の結果によりＭＣＴ118 型検査法による個人識別の誤りが判明したことの確認
　エ　警察庁が公表した「足利事件における警察捜査の問題点等について」におけるＭＣＴ118 型検査法の有効性についての記載内容
　オ　ＭＣＴ118 型検査法によるＤＮＡ型鑑定
　　ａ　同検査法を科学警察研究所が開発したか否か

b　同検査法が犯罪の捜査に使用されていた期間及び事件数
c　同検査法による鑑定結果が証拠として用いられ有罪が確定した事件数
d　上記ｃの事件に足利事件が含まれているか否か
e　上記ｃの事件の内容
f　上記ｃの事件の内容を明らかにできない理由
g　上記ｃの事件についてプライバシーに係る部分を非公開とした上で内容を明らかにする必要性
h　上記ｃの事件にいわゆる飯塚事件が含まれていることの確認

國重徹君（中道）

（1）　法務大臣のリーダーシップ
ア　山下法務大臣の政治信念
イ　法務行政に対する法務大臣の決意
（2）　ＭＣＴ118 型検査法
ア　研究開発当時の同検査法による個人識別の精度についての警察庁の認識
イ　上記アについての報道機関に対する警察庁の説明内容
ウ　同検査法による個人識別の精度に関する報道に対する訂正の申入れの有無
エ　科学警察研究所幹部による開発秘話で助手とされたメアリー・カールソン氏の証言との矛盾に対する警察庁の認識
オ　上記エの矛盾に対する開発担当者とされる技官への事実確認の有無
カ　科学的信頼性の根拠は論文が掲載された学術雑誌の専門家による査読にあるとしていることの確認
キ　当該技官の論文においてＤＮＡの部位の名称に誤記があったことの確認
ク　当該技官の論文において重要参考文献として引用された論文の著者名に誤記があったことの確認
ケ　同検査法導入当時における鑑定方法のガイドラインの有無
コ　同検査法による鑑定が適切に実施されたと判断し得る根拠
サ　同検査法によるＤＮＡ型鑑定が証拠に用いられ有罪判決が確定した８件の事件
a　上記コが満たされていると判断していることの確認
b　ＳＴＲ型検査法による再鑑定により足利事件の鑑定の誤りが判明したことからＭＣＴ118 型検査法の手法を用いた鑑定が誤っている可能性
c　ＳＴＲ型検査法による再鑑定や当時の鑑定方法の再点検の有無
d　再鑑定や再点検の必要性
e　鑑定試料や鑑定記録の保管状況
シ　足利事件を受けて指示したＤＮＡ型鑑定が有罪立証に用いられたとされる事件における試料採取の元となった残存証拠の有無についての調査結果を明らかにする必要性
ス　上記サの事件の元被告人に対してＭＣＴ118 型検査法によるＤＮＡ型鑑定が有罪立証に用いられたとの内容を通知する必要性
セ　公訴時効の完成により捜査の可能性のない足利事件の被害女児の遺品であるシャツを遺族に返還しない理由
ソ　公訴時効が完成した事件の証拠品の留置が必要とされる例
タ　ＭＣＴ118 型検査法により有罪となった当事者への通知及び再検証の必要性についての警察庁の見解

柏倉祐司君（維新）

（1）　ＡＩがもたらすリスクに対する政府における検討及び実施の状況

（２）　事業者を狙った不正アクセスに対する政府による具体的な対策
（３）　ＡＩによる死者を含めた肖像権・パブリシティー権の侵害に対する法務省の取組
（４）　匿名・流動型犯罪グループ（トクリュウ）
　ア　世界的な犯罪収益の監視体制及び協力体制への我が国の参画状況
　イ　マネーロンダリング事犯の検挙状況等の上記アの成果
　ウ　今国会に提出されている警察官職務執行法改正案による秘匿性の高い通信アプリに対する解析の効果
（５）　矯正医官
　ア　平成 27 年の矯正医官特例法成立後の定員の充足状況
　イ　死刑執行時の死亡確認業務を外部の医師に委ねることの可否

飯泉嘉門君（国民）

（１）　拘禁刑を創設した趣旨及び目的
（２）　保護司
　ア　役割及び現在の人員
　イ　なり手不足への取組内容
（３）　再犯防止
　ア　更生保護ボランティアによる犯罪予防活動及び刑務所出所者等に対する関係機関と連携した福祉サービスの取組状況
　イ　再犯の要因
　ウ　刑務所出所者等の就労支援の取組状況
　エ　円滑な社会復帰に向け受刑者の特性に応じた処遇を行う必要性
　オ　再犯防止に向けた法務大臣の決意

井戸まさえ君（国民）

（１）　売買春に係る規制
　ア　売春は違法であることの確認及び法律案提出に向けた具体的なプロセスとスケジュール
　イ　売春防止法から売買春防止法への名称変更の必要性に対する法務大臣の所見
（２）　戸籍のデジタル化
　ア　困難を抱える子供たちの保護の観点から戸籍のデジタル化を進める必要性についての法務大臣の見解
　イ　本籍の意義及び役割
　ウ　本籍の消失事例
　エ　マイナンバー制度の導入により本籍が不要となるとの意見に対する法務大臣の見解
　オ　本籍がなくても戸籍は成り立つとする考え方に対する法務省の見解
　カ　本籍の概念は不要であるとの意見に対する法務大臣の見解
　キ　デジタル化により必要な場合には父未定としその事情を注記して戸籍を作成できるようにする必要性

和田政宗君（参政）

（１）　法務省における通信環境及びサイバー攻撃に対するセキュリティの現状
（２）　本年７月に政府が決定した「サイバーセキュリティ 2026」に記載された公安調査庁の取組状況
（３）　「サイバー空間における脅威の概況」の公表目的及び周知方法

（４）　いわゆる国際的サイバー犯罪集団Ｑｉｌｉｎ（キリン）
　ア　当該集団の活動実態に対する公安調査庁の認識
　イ　ドイツが当該集団を主導していたとみられるロシア国籍被疑者を逮捕した事案における警察庁の協力内容
　ウ　上記イにおける法務省の協力内容
（５）　国家等が関与又は支援するサイバー攻撃集団の目的及び特徴
（６）　上記（５）の具体例として上記（３）において例示される中国、ロシア及び北朝鮮のサイバー攻撃主体と特徴
（７）　サイバーセキュリティの実態に関する国民への周知のために公安調査庁ユーチューブチャンネルを活用する必要性
（８）　公安調査官体験ツアー
　ア　当該職業体験イベントの概要及び目的
　イ　実施頻度
（９）　サイバー攻撃への対応に関する政府の連携状況及び今後の対策

２　裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第６号）
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第７号）
・山下法務大臣から趣旨の説明を聴取しました。